平成 24 年 3 月 28 日 要綱第 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心な住環境づくりを促進するため、小規模住宅地区等改良 事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号。以下「制度要綱」という。) に基づき、予算の範囲内において、空き家住宅等の除却を行う者に対し、多賀町空き家 住宅等除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、多賀町補 助金等交付規則(昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。)に規定するも ののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象建築物)

- 第2条 補助金の交付の対象建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、本町内に存す る次の各号のいずれかに該当する建築物とする。
 - (1) 制度要綱第2第5号に規定する空き家住宅であって、除却後の跡地を地元自治会へ 10年間以上貸与または本町に寄付されるもの
 - (2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定に基づき、町長が住宅の不良度を評定し、合算した評点が100以上と判定したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、申請前5年間居住の実績がない地区に存する建築物は、補助対象としない。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
 - (1) 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者(法人を除く。)
 - (2) 前号に規定する者の相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての委任を受けた者
 - (4) その他町長が特に必要と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象としない。
 - (1) 補助対象建築物が複数人の共有である場合または補助対象建築物の登記事項証明 書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合において、当該共有者(補助金の申請をしようとする者を除く。)または権利者から補助対象建築物の除却につい ての同意を得られない者
 - (2) 町税その他使用料等を滞納している者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員に該当する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者

が発注する補助対象建築物の除却工事であって、この補助金の交付の決定を受けた日の 属する年度と同一年度内に完了する工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象事業 としない。
 - (1) 国、県および町の他の制度に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
 - (2) 補助対象建築物の一部を除却する除却工事
 - (3) 補助対象者および補助対象者の3親等以内の親族による建替えに伴う除却工事
 - (4) その他町長が不適当と認める除却工事

(補助基本額)

- 第5条 補助基本額は、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4-4-(1)に基づき、補助対象事業に要する経費と国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費とを比較して少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費等は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費等を使用するものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助基本額に2分の1を乗じて得た額 以内とし、500,000円を上限とする。
- 2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付の申請等)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多賀町空き家住 宅等除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して 町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号の1および2)
 - (2) 工事見積書(内訳明細が確認できるもの)
 - (3) 補助対象建築物の除却前の写真
 - (4) 第3条第1項第2号に該当する場合は、申請者が相続人であることを証する書類および確約書(様式第2号の3)
 - (5) 第3条第1項第3号に該当する場合は委任状
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、適正と認められるときは、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に交付の決定を通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第8条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けた後、申請内容を変更しようとする ときは、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付変更申請書(様式第4号)にその 変更しようとする内容を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、適正と認められるときは、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により申請者に交付

の決定を通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 補助対象事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(事業の中止または廃止)

第 10 条 申請者は、補助金交付の決定後において、補助対象事業を中止または廃止しようとする場合は、多賀町空き家住宅等除却支援事業中止(廃止)届出書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

- 第 11 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、多賀町空き家住宅等除却支援事業 実績報告書(様式第 7 号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければな らない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事を行った者の工事完了証明書(様式第8号)
 - (3) 工事代金領収書または請求書の写し(内訳明細が確認できるもの)
 - (4) 工事完了写真
 - (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 10 条第1項の規定による届出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するときに限る。)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項に規定する実績報告の際に、同項各号に掲げる添付書類のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の規定による産業廃棄物管理票(マニフェスト)のE票を提示しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、内容の審査および必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 9 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第 14 条 この事業に関する書類は、事業完了後 10 年間保存するものとする。 (その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 訓

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 付 則

この要綱は、公布の日から施行する。